

令和 7 年度 商業労働災害防止協議会 安全塾

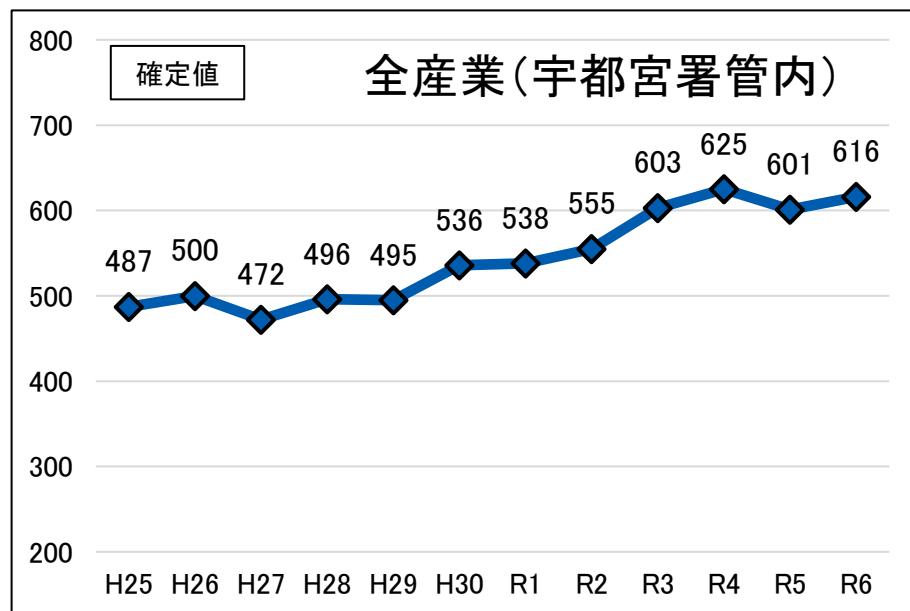
栃木労働局 宇都宮労働基準監督署

商業における労働災害の発生状況〔R7.12月末：宇都宮監督署〕

◆災害発生期間（速報値）令和7年（1月～12月末まで）※休業日数4日以上の労働災害に限る）

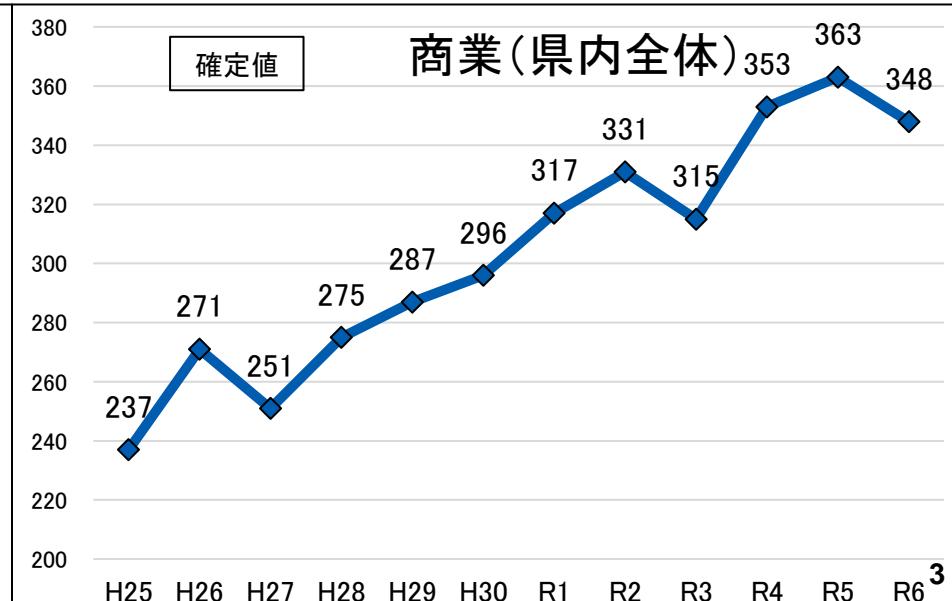
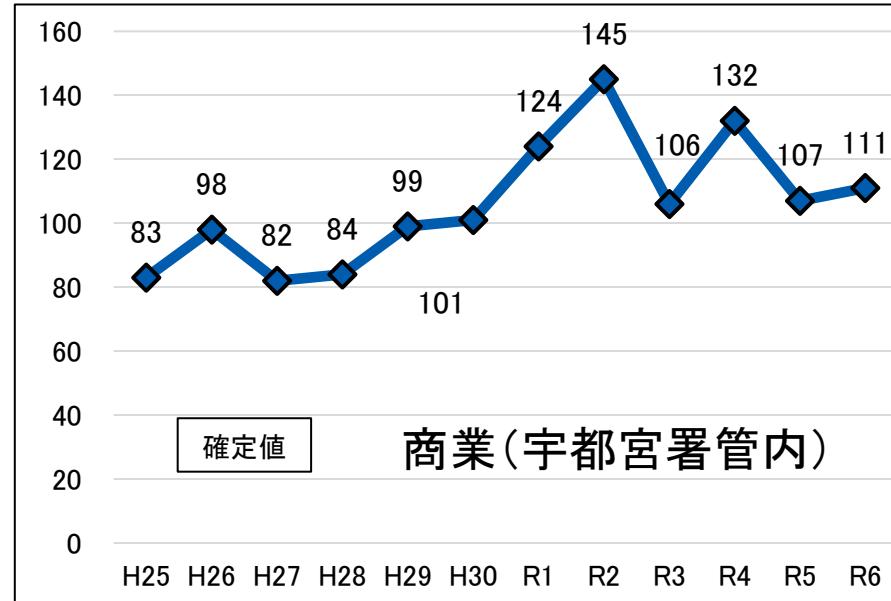
	令和6年		令和7年		増減数		増減率(%)	構成比(%)				令和6年		令和7年		増減数		増減率	構成比
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡				死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全産業計（コロナ除）	576	3	529	4	-47	1	-8.2	100.0		商業	103		110	1	7	1	6.8%	36.3%	
製造業計	120		91	2	-29	2	-24.2	17.2		各種商品小売	3		7		4		133.3%	2.3%	
食料品製造業	47		34		-13		-27.7	6.4		新聞販売	12		10		-2		-16.7%	3.3%	
織維製品製造業							±0	0.0		金融広告業	9	1	2		-7	-1	-77.8%	0.7%	
木材木製品・家具装備品製造業	5		5		0		±0	0.9		金融業	7		2		-5		-71.4%	0.7%	
化学生工業	15		5	1	-10	1	-66.7	0.9		広告・あっせん	2	1			-2	-1	-100.0%	0%	
窯業土石製品製造業	1				-1		-100.0	0.0		映画演劇業							±0	0%	
金属製品製造業	23		11		-12		-52.2	2.1		通信業	15		17		2		13.3%	5.6%	
一般機械器具製造業	7		7	1	0	1	±0	1.3		教育研究業	10		8		-2		-20.0%	2.6%	
電気機械器具製造業	2		3		1		50.0	0.6		保健衛生業	64		67		3		4.7%	22.1%	
輸送用機械器具製造業	5		13		8		160.0	2.5		医療保健業	11		16		5		45.5%	5.3%	
上記以外の製造業	15		13		-2		-13.3	2.5		社会福祉施設	53		49		-4		-7.5%	16.2%	
土石採取業・鉱業							±0	0.0		接客娯楽業	52		44		-8		-15.4%	14.5%	
建設業計	60		41	1	-19	1	-31.7	7.8		ゴルフ場	5		11		6		120.0%	3.6%	
土木工事業	12		11	1	-1	1	-8.3	2.1		旅館業	8		6		-2		-25.0%	2.0%	
建築工事業	35		19		-16		-45.7	3.6		清掃・と畜業	24	1	34		10	-1	41.7%	11.2%	
うち木造建築工事関連事業	4		2		-2		-50.0	0.4		ビル清掃	17		18		1		5.9%	5.9%	
その他の建設業	13		11		-2		-15.4	2.1		その他事業	32		21		-11		-34.4%	6.9%	
鉄道・道路旅客運送業	3		10		7		233.3	1.9		警備業	14		8		-6		-42.9%	2.6%	
道路貨物運送業・陸上貨物取扱業	73	1	65		-8	-1	-11.0	12.3		合計	309	2	303	1	-6	-1	-1.9%	100.0%	
林業	3		3		0		±0	0.6											
農業・畜産業・水産業	8		16		8		100.0	3.0											
第三次産業計	309	2	303	1	-6	-1	-1.9	57.3											
小売業	74		82		8		10.8	15.5											
社会福祉施設	53		49		-4		-7.5	9.3											
飲食店	35		19		-16		-45.7	3.6											

商業における労働災害の発生状況〔R 6 確定値〕



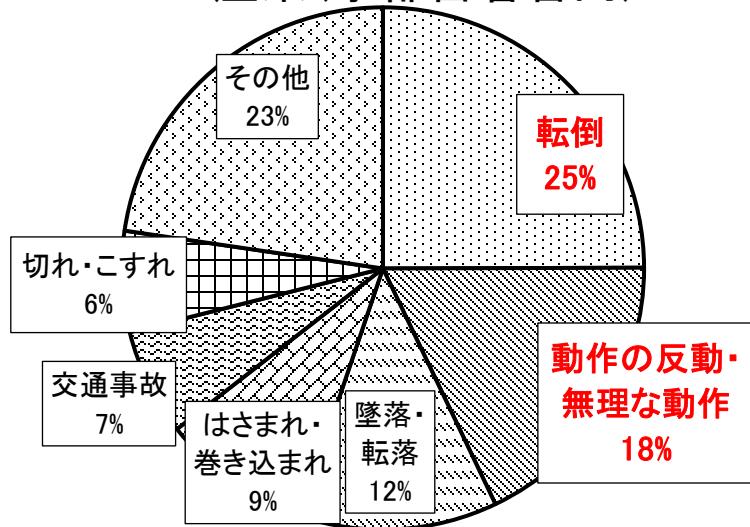
【参考】

- ① 商業(県内全体)では、増加の割合が高く、令和6年は平成25年の約1.5倍に増加。
- ② 商業(宇都宮署管内)では、ここ数年で多少の増減があったものの、長期的には増加傾向にある。
- ③ 商業(宇都宮署管内)では、令和7年12月末時点ですでに110件であり、令和6年よりも増加となる見込み。



全産業の事故の型・起因物別〔R 7.12：宇都宮監督署〕

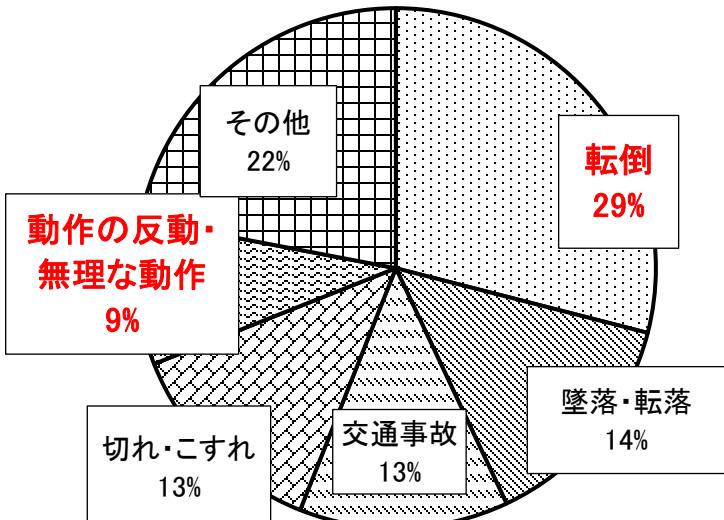
全産業(宇都宮署管内)



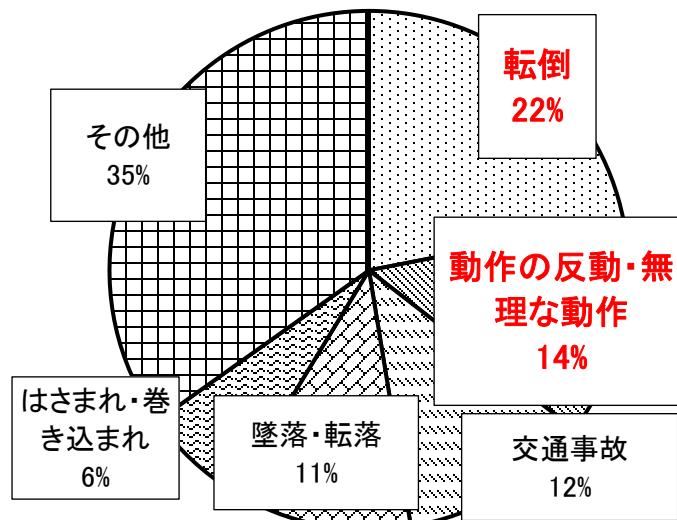
【参考】

- ① 商業(県内全体)では、**行動災害(転倒・動作の反動等)**が全体の3分の1を占めている。
- ② 商業(宇都宮署管内)では、**転倒**のみで全体の約3分の1を占めているが、「動作の反動等」の災害は、県内全体よりも占める割合は小さいが、一方、「墜落・転落」が占める割合が大きい。

商業(宇都宮署管内)



商業(県内全体)



※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告

全産業の事故の型・起因物別〔R7.12：宇都宮監督署〕

◆全産業の事故の型・起因物

事故の型	動力伝導機	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	食品加工用機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	溶接装置	炉、窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建築物、構築物等	床面、通路	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	総計	前年同期	
転落・墜落					1	1		2	22	2						27	1	36	1				1		1	95	107	
転倒						1			1	2						1		1	101					30	137	145		
激突						1			3	3	1						1	8	1	1			2	1		22	28	
飛来、落下						1	1			6						4	2	1					7	1		23	26	
崩壊、倒壊					1				1	1						3		1					1	1		9	8	
激突され					1	1	1		1	6	1					4		1				1	1	1	1	20	26	
はさまれ、巻き込まれ	1	2	1	5	9	5		10	3							4	2	1	4				1	1		49	56	
切れ、こすれ		2		2	5	2										14	1	2					3	1	1	33	23	
踏み抜き																									0	3		
高温・低温の物との接触				1			1			1						1	1		2			14			21	22		
有害物等との接触											1								2					3	7			
感電																									0	1		
火災																						1		1	0			
交通事故(道路)								4	30														1		35	40		
動作の反動、無理な動作							1		3	4						1	3		1	8		1	12	2	2	27	65	83
その他																							6	3	7	16	1	
総計	1	4	4	10	19	9	4	56	45	2	1	0	0	31	37	17	42	111	4	3	26	24	10	61	8	529		
前年同期	0	3	4	3	26	-	5	57	53	1	1	2	1	27	71	18	180	-	13	25	39	18	20	9	0	576		

◆全産業の労働災害の傾向

多くの事故の型で減少している者の、「切れ・こすれ」災害は増加。

商業の事故の型・起因物別〔R 7.12：宇都宮監督署〕

◆商業の事故の型・起因物

		木材加工用機械	一般動力機械	食品加工用機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	溶接装置	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建築物、構築物等	床面、通路	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	総計	前年同期
事故の型	転落・墜落				1	5	1					7									14	24
	転倒												23						7	30	29	
	激突		1								2					2		1			6	4
	飛来、落下										1					3					4	3
	崩壊、倒壊								2												2	
	激突され					1	1		3												5	5
	はさまれ、巻き込まれ			2		1	1					2									6	4
	切れ、こすれ	1	1	1					8		1					1					13	3
	踏み抜き																				0	1
	高温・低温の物との接触													2			2				4	0
	有害物等との接触							1						1							2	2
	交通事故(道路)					1	11										1				13	14
	動作の反動、無理な動作									1			2		4			2		9	14	
	その他																			2	2	0
総計		1	2	3	1	8	14	1	13	1	4	9	25	3	0	10	3	1	9	2	110	
前年同期		0	3	–	0	11	17	0	6	15	2	37	–	2	1	7	0	1	1	0		103

◆商業の労働災害の傾向

全産業が大きく減少した中、商業全体では増加！ 事故の型では「転倒」が高止まりの中、「切れ・こすれ」災害が大幅に増加。

商業 労働災害事例〔R7：栃木労働局〕

〔R7.休業4日以上の労働災害（県内の監督署（宇都宮署以外）で発生した労働災害）〕

番号	傷病名	事故の型	災害の概要
	休業見込み	起因物	
1	裂傷等	転倒	被災者(50代女性)は、商品の仕分け作業をしていた際に、床にあったドーリー(手押しのない台車)に気付かず、つまづいてしまい、顔面や頸を床に強打した。
	10日	人力運搬機	
2	骨折	転倒	被災者(40代男性)は、サービスカウンターの呼出ベルが鳴ったため、バックヤードから急いで向かったところ、足を滑らせ、右手首を床について骨折した。 (他の転倒災害では、かご台車やコード等でのつまづきや、屋外において濡れたタイル上での滑りなどが報告されている。)
	4か月	通路	
3	捻挫	墜落・転落	被災者(60代女性)は、段ボール持て階段を降りていたところ、足元が見えづらい状態であったため、踏み外してしまい、足首を捻ってしまった。
	14日	階段	
4	骨折	墜落・転落	被災者(50代男性)は、脚立に上がって、天井を拭き作業を行っていたところ、脚立の足が次第に広がっていき、バランスを崩して脚立から転落した。 (他の脚立災害では、不安定な場所に脚立を設置して転落、踏み外して転落等が報告されている。)
	4か月	脚立	
5	腰痛	動作の反動等(腰痛)	被災者(30代女性)は、バックヤード内において、カートから降ろした飲料ケース(約12kg)を離れた場所まで運んでいたところ、腰を痛めてしまった。
	11日	なし	

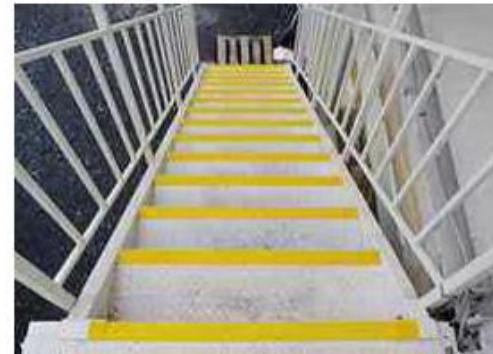
階段からの転落災害の防止について

▶ 見える化を進める！

転落の危険性がある場所にステッカー等を掲示
目立つテープを段差に貼って見える化



デザインや色の状況から、
境目がわかりづらい



段差の見える化①



段差の見える化②



はしご・脚立を使う前のチェックリスト

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛附第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他の転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。→→→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛附第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2m 以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。→→→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.3)



ころばNice（ないっす）とちぎ！転倒予防体操

栃木労働局では、転倒災害の増加を防止するため、「ころばNice（ないっす）とちぎ」をキャッチコピーに、栃木県理学療法士会の監修の下、高齢者でも簡単に実践でき、「体力・筋力面」の維持に効果のある体操を作成！

継続が大事ですよ！

厚生労働省
栃木労働局

ころばNice（ないっす）とちぎ 転倒予防体操

転倒災害は特に高年齢労働者の女性に多いです。

転倒による休養や通院・入院のリスクを回避する為、「ころばNiceとちぎ 転倒予防体操」を取り入れてみてください。

毎日続けることで転倒しにくい身体作りをめざしましょう！

01 手首・足首回し
まずは準備運動です。手首や足首を回す動作は日常生活などなく、筋筋が硬くなっていることがあります。また、気温や湿度、あるいは長時間動かさずに同じ姿勢でいることによるむくみの悪影響で、筋肉や筋肉が悪くなっている場合もあります。手首・足首をゆっくりと動かすことで血行を促進します。

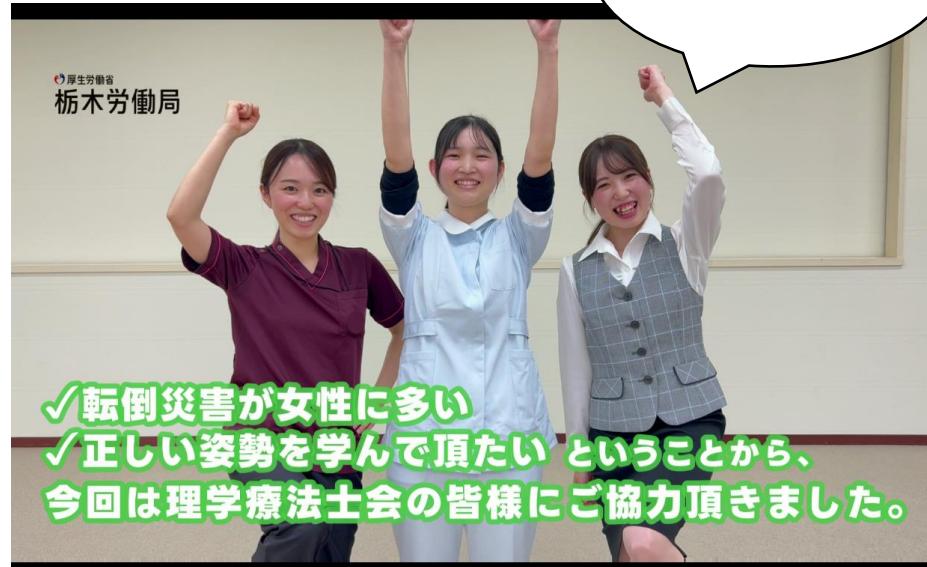
回数 手首…各5回、左…5回 右…5回 足首…各5回、左…5回

02 平衡感覚運動
これは目や耳などの平衡感覚を感じとる、頭をまっすぐに意識する運動です。体が硬いと少弱なことを感じとる能力は、年齢とともに低下します。収縮筋を左右に動かし、立派な呼吸をしっかりと意識して行いましょう。

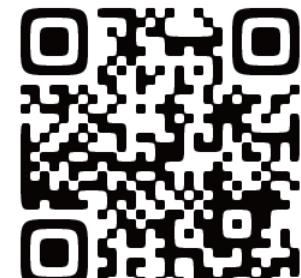
回数 左…3回、右…3回

03 腰回し
これは腰筋周りの動きを鍛えてスムーズな動きを出しやすいようになります。腰を大きく回します。頭や体幹が直角になっているか意識しながら行いましょう。

回数 右…3回まわす 左…3回まわす



✓転倒災害が女性に多い
✓正しい姿勢を学んで頂たい ということから、
今回は理学療法士会の皆様にご協力頂きました。



この体操は、栃木労働局の
YouTubeアカウントでご覧になれます。

【からだ・腰】 痛めNice (ないつす) とちぎ！腰痛予防体操

「ころばNice（ないっす）とちぎ」に引き続いだ、労働によって生じる腰痛を含めたからだの痛みを未然に防止する体操「痛めNice（ないっす）とちぎ」腰痛予防体操を、第2弾として作成しました！



どれか一つ、二つやるだけでも効果的ですので、無理のない範囲で、継続的に実施しましょう!!

今後の安衛法等改正のポイント

事業主・労働災害防止団体の皆さん

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3)業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

(4)個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

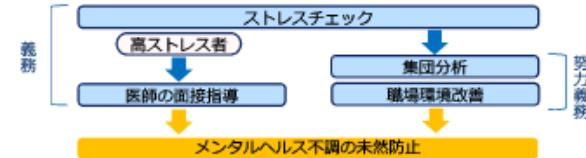
② 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



③ 化学物質による健康障害対防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



おわりに

労働災害撲滅のため、

今後とも安全衛生対策の徹底を

お願い申し上げます。

ご安全に!!



厚生労働省

栃木労働局

ころば“^{ないっす}Nice”とちぎ